

吸収分割に関する事前開示書類

会社法第 794 条および
会社法施行規則第 192 条の規定に基づく開示事項

吸収分割承継会社 八洲電機株式会社

2026年1月22日

吸収分割に関する事前開示書類

東京都港区新橋三丁目1番1号
吸収分割承継会社 八洲電機株式会社
代表取締役 清宮茂樹

八洲電機株式会社（以下、「吸収分割承継会社」といいます。）と八洲E Iテクノロジー株式会社（以下、「吸収分割会社」といいます。）は、2026年1月21日に吸収分割契約を締結し、吸収分割会社の情報通信機器の販売および保守事業に関する権利義務を吸収分割承継会社に承継させる吸収分割を行うことにいたしました。

本件吸収分割に関して、会社法第794条および会社法施行規則第192条の規定により開示すべき事項は下記のとおりです。

記

1. 吸収分割契約の内容（会社法第794条第1項）
別紙のとおりです。
2. 分割対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第192条第1号）
完全親会社と完全子会社との間の吸収分割であるため、分割対価の交付はありません。
3. 分割型吸収分割に関する事項（会社法施行規則第192条第2号）
該当事項はありません。
4. 本件吸収分割に際して吸収分割会社の新株予約権者に交付する新株予約権に関する事項（会社法施行規則第192条第3号）
該当事項はありません。
5. 吸収分割会社についての次に掲げる事項（会社法施行規則第192条第4号）
 - （1）最終事業年度に係る計算書類等の内容
別紙のとおりです。
 - （2）最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容
該当事項はありません。
 - （3）最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容
該当事項はありません。

6. 吸収分割承継会社について最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第 192 条第 6 号）

該当事項はありません。

7. 吸収分割が効力を生ずる日以後における吸収分割承継会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 192 条第 7 号）

本件吸収分割の効力発生日以後における吸収分割承継会社の資産の額は、負債の額を十分に上回る見込みです。また、本件吸収分割の効力発生日以後において、吸収分割承継会社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予想されておりません。

以上のほか、吸収分割承継会社の収益状況およびキャッシュ・フロー等を考慮して、効力発生日以後における吸収分割承継会社の債務の履行の見込みに問題ないと判断いたします。

8. 事前開示書類の備置開始日後の上記に関する変更事項（会社法施行規則第 192 条第 8 号）

変更が生じたときは、ただちに開示いたします。

以上

収入印紙

4万円

吸収分割契約書

八洲電機株式会社（以下、「甲」という。）と八洲E Iテクノロジー株式会社（以下、「乙」という。）は、乙がその事業に関して有する権利義務の一部を甲に承継させる吸収分割（以下、「本件分割」という。）について、次のとおり吸収分割契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

第1条（吸収分割の方法）

乙は、本件分割により、乙の情報・通信に関する事業（以下、「本件事業」という。）に関する権利義務を甲に承継させ、甲はこれを承継する。

第2条（商号及び住所）

吸収分割承継会社と吸収分割会社の住所及び商号は、それぞれ次のとおりである。

（1）吸収分割承継会社：東京都港区新橋三丁目1番1号

八洲電機株式会社

（2）吸収分割会社：東京都千代田区神田駿河台三丁目4番地

八洲E Iテクノロジー株式会社

第3条（効力発生日）

本件分割がその効力を生ずる日（以下、「効力発生日」という。）は、2026年4月1日とする。ただし、手続の進行に応じ必要があるときは、甲と乙が協議のうえ、これを変更することができる。

第4条（承継する権利義務等）

本件分割により乙から分割され甲に承継される資産、債務、雇用契約その他の権利義務は、別紙「承継対象権利義務明細表」のとおりとする。

2. 前項に基づく乙から甲への債務の承継については、併存的債務引受の方法による。

第5条（本件分割の対価）

甲は、本件分割に際して、分割会社に対して株式その他の金銭等の交付を行わない。

第6条（競業禁止義務）

乙は、効力発生日以降であっても、本件事業に関し競業禁止義務を負わない。

第7条（善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結後、効力発生日までの間、善良なる管理者の注意をもって業務の執行及び財産の管理運営を行うものとし、その財産及び権利義務に重要な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲と乙が協議のうえ、これを行う。

第8条（契約の変更等）

本契約締結後、効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により甲又は乙の資産もしくは経営状態に重大な変動を生じたときは、甲と乙が協議のうえ、本契約を変更又は解除することができる。

第9条（契約の効力）

本契約は、甲及び乙の適法な機関決定による承認を得られなかったとき、又は本件分割に必要な法令に定める関係官庁等の承認が得られなかったときは、その効力を失う。

第10条（規定外事項）

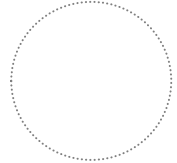
本契約に定めのない事項その他本件分割に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲と乙が協議のうえ、これを決定する。

以上、本契約を証するため、本書1通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、甲が保有する。

2026年 1月 21日

吸収分割承継会社（甲）

東京都港区新橋三丁目1番1号
八洲電機株式会社
代表取締役社長 兼 グループCOO 清宮 茂樹



吸収分割会社（乙）

東京都千代田区神田駿河台三丁目4番地
八洲E Iテクノロジー株式会社
代表取締役社長 白石 誠仁



(別紙)

承継対象権利義務明細表

甲が乙から承継する本件事業に関する資産、債務、雇用契約その他の権利義務は、以下のとおりとする。なお、承継する資産及び債務については、最終の貸借対照表その他同日時点の計算を基礎とし、これに効力発生日前日までの増減を加除して確定する。

1. 資産

本件事業に関する全ての資産

2. 債務

本件事業に関する全ての債務

3. 雇用契約

本件事業に主として従事する乙の従業員の全ての雇用契約及びこれに付随する全ての権利義務

4. その他

(1) 雇用契約以外の契約

本件事業に関して乙が締結した全ての契約及びこれに付随する全ての権利義務

(2) 許認可等

本件事業に関して乙が保有している許可、認可、免許、登録及び届出等のうち、乙から甲への承継が法令上可能であるもの

以上

2025年5月22日

八洲電機株式会社
代表取締役社長兼グループC O O 清宮 茂樹 様

東京都千代田区神田駿河台三丁目4番地
八洲E Iテクノロジー株式会社
代表取締役社長 白石 誠仁

第8期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第8期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

敬 具

記

1. 日時 2025年6月19日(木曜日)16時00分
2. 場所 東京都千代田区神田駿河台三丁目4番地
龍名館本店ビル4階 当社会議室
3. 会議の目的事項
報告事項 第8期(2024年4月1日から2025年3月31日まで)事業報告 報告の件
決議事項
第1号議案 第8期(2024年4月1日から2025年3月31日まで)計算書類に関する件
第2号議案 剰余金の処分に関する件
第3号議案 取締役5名選任に関する件
第4号議案 監査役1名選任に関する件

なお報告事項の内容は、「添付資料」(2頁~4頁)に記載の通りであり、決議事項の概要は「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類」(5頁~13頁)に記載のとおりであります。

以 上

(添付書類)

事業報告（2024年4月1日から 2025年3月31日まで）

1. 会社の現況に関する事項

（1）事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、好調な企業収益を背景に老朽設備の維持・更新やデジタル化・脱炭素化・省力化などの課題解決に向けた設備投資の拡大などにより、景気は緩やかな回復が継続しております。その一方、賃上げによる雇用環境の改善などはあるものの、物価上昇に伴う実質賃金の下落や米国の関税政策等による海外景気の減速など、実体経済における景気回復には懸念が残る状況にあります。

このような事業環境のもと、当社は空調環境技術と情報通信技術のソリューション提案力強化を図り、事業規模拡大と収益力強化に努めてまいりました。その結果、空調環境分野は大口工事の取込み不足や工事進捗の遅れ等により低調に推移しました。一方、情報通信分野はサーバー機器販売増大やセキュリティ工事等が順調に進捗し好調に推移しました。

その結果、当事業年度の売上高は49億56百万円（前年比22.5%減）となり、営業利益は3億23百万円（前年比22.8%減）、経常利益は3億30百万円（前年比22.0%減）、当期純利益2億19百万円（前年比29.0%減）となりました。

（2）対処すべき課題

1. 収益基盤の構築

エンジニアリング会社として工事監理体制を強化し、案件毎の収益向上を図る。

2. 安全管理及び品質向上の推進

現場での安全管理徹底と美観を意識した品質向上を目指す。

3. キャッシュフロー経営の推進

契約時の回収条件交渉と入金管理の徹底を実施し、早期回収の推進を図る。

4. 社員エンゲージメント向上と人材育成推進

風通しの良い職場づくりにより、社員エンゲージメント向上と人材育成強化を図る。

5. コンプライアンス徹底及び環境配慮型経営の推進

会社を取り巻く法令ルールを遵守し、事業活動を通じ環境配慮型経営を推進する。

(3) 財産及び損益の状況

区 分	第5期	第6期	第7期	第8期
	自2021年4月1日 至2022年3月31日	自2022年4月1日 至2023年3月31日	自2023年4月1日 至2024年3月31日	自2024年4月1日 至2025年3月31日 (当事業年度)
売上高 (百万円)	5,529	4,982	6,396	4,956
経常利益 (百万円)	475	322	423	330
当期純利益(百万円)	322	229	308	219
1株当たり当期純利益(円)	107,528,413	76,624,231	102,915,930	73,093,873
総資産 (百万円)	3,313	3,350	3,613	3,384
純資産 (百万円)	1,611	1,676	1,870	1,937

(注) 第5期については、八洲環境エンジニアリング株式会社と八洲情報システム株式会社の単純合算の数値であります。

(4) 従業員の状況

(2025年3月31日現在)

従業員数	前期末比増減	平均年齢
79名 (1名)	2名増	46.5歳

(注) 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を(外書)で表示しております。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 10 株
(2) 発行済株式の総数 3 株
(3) 株主数 1 名
(4) 大株主

(2025 年 3 月 31 日現在)

会社名	持株数	持株比率
八洲電機(株)	3 株	100%

(5) その他株式に関する重要な事項

譲渡制限条項があり、譲渡の場合には、取締役会決議が必要であります。

3. 会社役員に関する事項

取締役及び監査役の氏名等

(2025 年 3 月 31 日現在)

氏名	地位	重要な兼職の状況
白石 誠仁	代表取締役社長	八洲電機(株) 取締役兼相談役
住岡 学	専務取締役	
三上 次郎	取締役	
松原 教明	取締役	
森本 憲司	取締役	八洲電機(株) 上席執行役員 兼 インフラシステム ビジネスユニット長
平田 和弘	監査役	八洲電機(株) 経営戦略第一ユニット 担当本部長

(注) 取締役副社長 中川 雅彦は 2024 年 9 月 30 日をもって辞任により退任しております。

議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類

議決権の代理行使の勧誘者

八洲E Iテクノロジー株式会社

代表取締役社長 白石 誠仁

第1号議案 第8期(2024年4月1日から2025年3月31日まで)計算書類に関する件

当社第8期の計算書類(別紙 貸借対照表・損益計算書・株主資本等変動計算書等)の承認をお願いするものであります。

第2号議案 剰余金の処分に関する件

剰余金の処分につきましては、安定配当の維持及び自己資本等を勘案いたしまして、以下のとおり当期の期末配当をさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

1. 配当財産の種類
金銭といたします。
2. 株主に対する配当財産の割合に関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金36,000,000円といたしたいと存じます。
この場合の配当総額は金108,000,000円になります。
3. 剰余金の配当が効力を生じる日
2025年6月20日といたしたいと存じます。

第3号議案 取締役5名選任に関する件

取締役5名は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。取締役候補者は、次のとおりであります。

取締役 候補者（5名）

氏名、生年月日	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)		所有する 当社株式 の 数
(再任) 白石 誠仁 1952年2月8日	2017年4月 2018年4月 2019年4月 2021年4月 2023年4月 2023年12月 2025年4月	八洲電機(株) 専務取締役 当社 代表取締役社長を兼任 八洲電機(株) 取締役兼副社長執行役員 当社 取締役を兼務 八洲電機(株) 取締役兼相談役執行役員 当社 代表取締役社長(現任)を兼任 八洲電機(株)取締役(現任)	— 株
(再任) 住岡 学 1965年5月12日	2020年6月 2021年4月 2022年4月 2023年4月	当社 取締役 営業本部長 当社 常務取締役 事業統括本部長 当社 専務取締役 事業統括本部長 当社 専務取締役(現任)	— 株
(再任) 三上 次郎 1962年11月29日	2018年6月 2022年4月 2023年4月	当社 取締役 当社 取締役 管理本部長 当社 取締役 管理統括本部長(現任)	— 株
(再任) 松原 教明 1969年3月30日	2021年10月 2022年4月 2023年4月	当社 業務役員 営業本部長 当社 取締役 事業統括副本部長 当社 取締役 事業統括本部長(現任)	— 株
(再任) 森本 憲司 1965年12月22日	2023年4月 2023年4月 2023年6月 2025年4月	八洲電機(株) 上席執行役員 インフラソリューションビジネスユニット長 八洲産機システム(株) 取締役(現任)を兼任 当社 取締役(現任)を兼任 八洲電機(株) 上席執行役員 インフラシステム ビジネスユニット長(現任)	— 株

(注) 各取締役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

第4号議案 監査役1名選任に関する件

監査役 平田和弘氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、補欠として監査役1名の選任をお願い致したいと存じます。

監査役候補者は、次のとおりであります。

監査役 候補者（1名）

氏名、生年月日	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)		所有する当 社株式の数
(新任) 平野 健治 1971年10月2日	2024年4月	八洲電機(株) 経営統括本部 経営戦略第二ユニット ユニットリーダー本部長 (兼任)	一 株

貸借対照表(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	3,317	流動負債	1,430
現金及び預金	299	買掛金	999
売掛金	1,555	関係会社短期借入金	—
契約資産	475	未払金	53
電子記録債権	935	未払費用	18
商品	36	契約負債	172
未成工事支出金	1	預り金	12
前払費用	10	未払法人税等	56
未収入金	1	未払消費税	17
その他	1	賞与引当金	100
貸倒引当金	△ 1	固定負債	17
固定資産	67	退職給付引当金	17
有形固定資産	5	負債合計	1,447
無形固定資産	11	(純資産の部)	
投資その他の資産	50	株主資本	1,937
		資本金	350
		資本剰余金	350
		利益剰余金	1,237
		利益準備金	74
		その他利益剰余金	1,162
		純資産合計	1,937
資産合計	3,384	負債・純資産合計	3,384

損益計算書（2024年4月1日から2025年3月31日まで）

(単位：百万円)

科目	金額	
売 上 高		4,956
売 上 原 価		3,784
売 上 総 利 益		1,171
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		847
営 業 利 益		323
営 業 外 収 益		6
営 業 外 費 用		0
経 常 利 益		330
特 別 利 益		—
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	0	
事 務 所 移 転 費 用	2	
退 職 給 付 制 度 移 行 損	2	5
税 引 前 当 期 純 利 益		324
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	111	
法 人 税 等 調 整 額	△6	105
当 期 純 利 益		219

株主資本等変動計算書（2024年4月1日から2025年3月31日まで）

	株主資本						純資産 合計
	資本金	資本 剰余金	利益剰余金			株主資本 合計	
		その他 資本 剰余金	利益 準備金	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計		
当 期 首 残 高	350	350	59	1,111	1,170	1,870	1,870
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当	—	—	15	△ 168	△ 153	△ 153	△ 153
当 期 純 利 益	—	—	—	219	219	219	219
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純額)	—	—	—	—	—	—	—
当 期 変 動 額 合 計	—	—	15	51	66	66	66
当 期 末 残 高	350	350	74	1,162	1,237	1,937	1,937

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有する棚卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

- ① 商品 総平均法
- ② 未成工事支出金 個別法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法によっております。

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

また、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間均等償却によっております。

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

なお、ソフトウェア（自社利用）については、主として社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌事業年度に一括償却処理をしております。

4. 収益及び費用の計上基準

主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

商品の販売については、顧客に商品を引き渡した時点又は顧客が検収した時点で収益を認識しております。ただし、当該国内販売の一部については、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の間である場合には、出荷時点で収益を認識しております。これらは、当該時点が商品の法的所有権、物理的占有、所有に伴う重大なリスク及び経済価値が顧客に移転し、顧客から取引対価の支払いを受ける権利を得ていると判断できるためであります。なお、商品の販売のうち、当社が代理人に該当すると判断したものについては、他の当事者が提供する商品と交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。取引の対価は、履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

工事契約については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の総額に占める割合に基づいて行っております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。取引の対価は、履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

5. 会計上の見積りの変更

従来、確定給付企業年金制度の数理計算上の差異は、従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）で費用処理していましたが、現役従業員部分の確定拠出企業年金制度移行に伴い、退職者に係る閉鎖型確定給付企業年金から生じる数理計算上の差異については、発生した事業年度の翌事業年度に一括償却処理する方法に変更しております。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	3株	一株	一株	3株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2024年6月20日 定時株主総会	普通株式	153百万円	51,000,000円	2024年 3月31日	2024年 6月21日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2025年6月19日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	108百万円	36,000,000円	2025年 3月31日	2025年 6月20日

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

監査役の監査報告書 謄本

監査報告書

私は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第8期事業年度に係る計算書類及びその附属明細書を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

なお、当会社の監査役は、定款第24条に定めるところにより、監査の範囲が会計に関するものに限定されているため、事業報告を監査する権限を有しておりません。

1. 監査の方法及びその内容

私は、取締役等から会計に関する職務の執行状況を聴取し、会計に関する重要な決裁書類等を閲覧いたしました。また、会計帳簿又はこれに関する資料を調査し、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

2025年5月23日
八洲E Iテクノロジー株式会社
監査役 平田 和弘（印）

以 上